

議案第54号

目黒区心身障害者センター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年11月22日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区心身障害者センター条例の一部を改正する条例

目黒区心身障害者センター条例（平成12年9月目黒区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条中第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、同条第9号中「福祉機器の展示を行うこと及び」を削り、同号を同条第11号とし、同条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）を行うこと。
- (8) 放課後等デイサービス（児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を行うこと。

第4条第7号及び第8号を次のように改める。

- (7) 療育室
- (8) 活動訓練室

第4条中第17号を削り、第18号を第17号とする。

第5条第1項を次のように改める。

心身障害者センターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (4) 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

第5条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「前3項」に改め、

同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、短期入所は同項に掲げる日、第3条第10号に規定する事業及び同条第12号に規定する事業（前条第4号、第5号、第14号及び第15号に規定する施設（以下「会議室等」という。）に係る事業に限る。）は同項第1号及び第2号に掲げる日においても行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、児童発達支援及び放課後等デイサービスは、同項第2号に掲げる日においても行うことができる。

第6条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同条第2項第2号中「（昭和22年法律第164号）」を削り、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 児童発達支援を利用することができる場合は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める要件を備える障害児が利用するときとする。

(1) 区長が行った児童福祉法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定（以下「通所給付決定」という。）に係る者

(2) 児童福祉法第21条の6の規定による区長の措置を必要とする者

5 放課後等デイサービスを利用することができる場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児であって、前項各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める要件を備えるものが利用するときとする。

第7条第1項中「前条第1項から第3項まで」を「前条第1項から第5項まで」に改め、同条第2項中「前条第1項から第4項まで」を「前条第1項から第6項まで」に改める。

第7条の2第1号中「事業」の次に「（同条第7号及び第8号に規定する事業を除く。）」を加える。

第8条第1項ただし書中「第6条第4項第2号」を「第6条第6項第2号」に改め、同条第2項中「に限る。）」の次に「及び児童発達支援又は放課後等デイサービスの利用（通所給付決定に係る利用に限る。）」を加える。

第10条第3項第1号中「及び短期入所」を「、短期入所、児童発達支援及び放課後等デイサービス」に改める。

第11条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項中「第6条第4項第2号」を「第6条第6項第2号」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 児童発達支援又は放課後等デイサービスの利用（通所給付決定に係る利用に限る。）をする場合の使用料は、児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

第12条第3項中「前条第3項から第5項まで」を「前条第4項から第6項まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 児童発達支援又は放課後等デイサービスの利用（通所給付決定に係る利用に限る。）をした者は、区長が別に定めるところにより、前条第3項の規定による使用料を納付しなければならない。

第13条第1項中「第11条第3項及び第5項」を「第11条第4項及び第6項」に改め、同条第2項中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改める。

第19条の2第2項第3号中「第11条第3項から第5項まで」を「第11条第4項から第6項まで」に改め、同条第3項中「第11条第6項」を「第11条第7項」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区心身障害者センター条例第3条第7号及び第8号に規定する事業を利用するための手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(説明) 心身障害者センターにおいて、医療的ケアを必要とする児童等に対

し、新たに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

目黒区心身障害者センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(事業)</p> <p>第3条 心身障害者センターは、第1条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(6) (現行に同じ。)</p> <p><u>(7) 児童発達支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。)を行うこと。</u></p> <p><u>(8) 放課後等デイサービス(児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行うこと。</u></p> <p><u>(9) (現行に同じ。)</u></p> <p><u>(10) (現行に同じ。)</u></p> <p><u>(11) 福祉機器に関する情報を収集し、提供すること。</u></p> <p><u>(12) (現行に同じ。)</u></p> <p><u>(13) (現行に同じ。)</u></p> <p>(施設)</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 心身障害者センターは、第1条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p><u>(7) (省略)</u></p> <p><u>(8) (省略)</u></p> <p><u>(9) 福祉機器の展示を行うこと及び福祉機器に関する情報を収集し、提供すること。</u></p> <p><u>(10) (省略)</u></p> <p><u>(11) (省略)</u></p> <p>(施設)</p>

第4条 心身障害者センターに置く施設は、次のとおりとする。

(1)～(6) (現行に同じ。)

(7) 療育室

(8) 活動訓練室

(9)～(16) (現行に同じ。)

(17) (現行に同じ。)

(休業日等)

第5条 心身障害者センターの休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

(4) 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、短期入所は同項に掲げる日、第3条第10号に規定する事業及び同条第12号に規定する事業(前条第4号、第5号、

第4条 心身障害者センターに置く施設は、次のとおりとする。

(1)～(6) (省略)

(7) 機能訓練室

(8) 作業訓練室

(9)～(16) (省略)

(17) 福祉機器サービスコーナー

(18) (省略)

(休業日等)

第5条 心身障害者センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、短期

入所は次に掲げる日、第3条第8号に規定する事業及び同条第10号に規

定する事業(前条第4号、第5号、第14号及び第15号に規定する施設

(以下「会議室等」という。)に係る事業に限る。)は第1号に掲げる日

においても行うものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

(3) 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

第14号及び第15号に規定する施設（以下「会議室等」という。）に係る事業に限る。）は同項第1号及び第2号に掲げる日においても行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、児童発達支援及び放課後等デイサービスは、同項第2号に掲げる日においても行うことができる。

4 前3項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、臨時に休業日を定め、又は休業日としないことができる。

5 （現行に同じ。）

（利用することができる者等）

第6条 心身障害者センターは、次項から第7項までに規定する場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者が利用することができる。

(1)～(4) （現行に同じ。）

2 生活介護及び短期入所を利用することができる場合は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める要件を備える心身障害者が利用するときとする。

(1) （現行に同じ。）

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4又は児童福祉

2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、臨時に休業日を定め、又は休業日としないことができる。

3 （省略）

（利用することができる者等）

第6条 心身障害者センターは、次項から第5項までに規定する場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者が利用することができる。

(1)～(4) （省略）

2 生活介護及び短期入所を利用することができる場合は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める要件を備える心身障害者が利用するときとする。

(1) （省略）

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4又は児童福祉

法第21条の6の規定による区長の措置を必要とする者

3 (現行に同じ。)

4 児童発達支援を利用することができる場合は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める要件を備える障害児が利用するときとする。

(1) 区長が行った児童福祉法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定(以下「通所給付決定」という。)に係る者

(2) 児童福祉法第21条の6の規定による区長の措置を必要とする者

5 放課後等デイサービスを利用することができる場合は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児であって、前項各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める要件を備えるものが利用するときとする。

6 (現行に同じ。)

7 (現行に同じ。)

(視聴覚室等を利用できる場合)

第7条 区長は、前条第1項から第5項までに定める利用に支障がないと認める場合において、区に登録している心身障害者関係団体が心身障害者に関する活動を行う目的で利用するときは、施設のうち、第4条第4号、第

法(昭和22年法律第164号)第21条の6の規定による区長の措置を必要とする者

3 (省略)

4 (省略)

5 (省略)

(視聴覚室等を利用できる場合)

第7条 区長は、前条第1項から第3項までに定める利用に支障がないと認める場合において、区に登録している心身障害者関係団体が心身障害者に関する活動を行う目的で利用するときは、施設のうち、第4条第4号、第

5号及び第15号に規定する施設を利用させることができる。

- 2 前項に定める場合のほか、区長は、前条第1項から第6項まで及び前項に定める利用に支障がないと認めるときは、会議室等を当該利用以外の利用に供することができる。

(指定管理者による管理)

第7条の2 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人であって区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、心身障害者センターの管理に関する業務のうち、次の業務を行わせることができる。

- (1) 第3条に規定する事業（同条第7号及び第8号に規定する事業を除く。）に関する業務

(2)～(4) （現行に同じ。）

(利用手続)

第8条 心身障害者センターを利用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。ただし、第7条の2の規定により指定管理者に管理の業務を行わせている場合にあつては、第6条第6項第2号及び第7条の規定により会議室等及び施設備付特殊器具を利用しようとする者は、当該指定

5号及び第15号に規定する施設を利用させることができる。

- 2 前項に定める場合のほか、区長は、前条第1項から第4項まで及び前項に定める利用に支障がないと認めるときは、会議室等を当該利用以外の利用に供することができる。

(指定管理者による管理)

第7条の2 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人であって区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、心身障害者センターの管理に関する業務のうち、次の業務を行わせることができる。

- (1) 第3条に規定する事業に関する業務

(2)～(4) （省略）

(利用手続)

第8条 心身障害者センターを利用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。ただし、第7条の2の規定により指定管理者に管理の業務を行わせている場合にあつては、第6条第4項第2号及び第7条の規定により会議室等及び施設備付特殊器具を利用しようとする者は、当該指定

管理者の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、生活介護又は短期入所の利用（支給決定に係る利用に限る。）及び児童発達支援又は放課後等デイサービスの利用（通所給付決定に係る利用に限る。）をしようとする者は、規則で定めるところにより区長に申し出なければならない。

（利用の不承認等）

第10条（現行に同じ。）

2（現行に同じ。）

- 3 区長は、第8条第2項の規定による申出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申出に係る利用を拒否することができる。

(1) 生活介護、短期入所、児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用する者が定員に達しているとき。

(2)～(4)（現行に同じ。）

（使用料等）

第11条（現行に同じ。）

2（現行に同じ。）

- 3 児童発達支援又は放課後等デイサービスの利用（通所給付決定に係る利

管理者の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、生活介護又は短期入所の利用（支給決定に係る利用に限る。）をしようとする者は、規則で定めるところにより区長に申し出なければならない。

（利用の不承認等）

第10条（省略）

2（省略）

- 3 区長は、第8条第2項の規定による申出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申出に係る利用を拒否することができる。

(1) 生活介護及び短期入所を利用する者が定員に達しているとき。

(2)～(4)（省略）

（使用料等）

第11条（省略）

2（省略）

用に限る。)をする場合の使用料は、児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

4 (現行に同じ。)

5 前項の規定にかかわらず、同項に定める使用料は、第6条第6項第2号及び第7条第1項に規定する場合は、別表第2のとおりとする。

6 (現行に同じ。)

7 (現行に同じ。)

(使用料の納付)

第12条 (現行に同じ。)

2 (現行に同じ。)

3 児童発達支援又は放課後等デイサービスの利用(通所給付決定に係る利用に限る。)をした者は、区長が別に定めるところにより、前条第3項の規定による使用料を納付しなければならない。

4 第8条第1項の規定により会議室等及び施設備付特殊器具の利用の承認を受けた者は、直ちに前条第4項から第6項までの規定による使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

3 (省略)

4 前項の規定にかかわらず、同項に定める使用料は、第6条第4項第2号及び第7条第1項に規定する場合は、別表第2のとおりとする。

5 (省略)

6 (省略)

(使用料の納付)

第12条 (省略)

2 (省略)

3 第8条第1項の規定により会議室等及び施設備付特殊器具の利用の承認を受けた者は、直ちに前条第3項から第5項までの規定による使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第13条 第11条第4項及び第6項に定める使用料は、区が行政目的のために利用するときは、免除する。

2 第11条第4項に規定する使用料は、次の各号のいずれかに該当するときは、その100分の25相当額を減額する。

(1)・(2) (現行に同じ。)

(利用料金等の収入)

第19条の2 (現行に同じ。)

2 前項の規定により利用料金等を指定管理者の収入として収受させる場合には、次の各号に掲げる者は、当該指定管理者が別に定めるところにより、当該指定管理者にそれぞれ当該各号に定める額の利用料金を支払わなければならない。

(1)・(2) (現行に同じ。)

(3) 第8条第1項ただし書の規定により会議室等及び施設備付特殊器具の利用の承認を受けた者 第11条第4項から第6項までに規定する使用料の額を超えない範囲内で、指定管理者が区長の承認を得て定める額

3 第1項の規定により利用料金等を指定管理者の収入として収受させる場合には、当該指定管理者は、第11条第7項に規定する規則で定める事業については、実費を徴収することができる。

第13条 第11条第3項及び第5項に定める使用料は、区が行政目的のために利用するときは、免除する。

2 第11条第3項に規定する使用料は、次の各号のいずれかに該当するときは、その100分の25相当額を減額する。

(1)・(2) (省略)

(利用料金等の収入)

第19条の2 (省略)

2 前項の規定により利用料金等を指定管理者の収入として収受させる場合には、次の各号に掲げる者は、当該指定管理者が別に定めるところにより、当該指定管理者にそれぞれ当該各号に定める額の利用料金を支払わなければならない。

(1)・(2) (省略)

(3) 第8条第1項ただし書の規定により会議室等及び施設備付特殊器具の利用の承認を受けた者 第11条第3項から第5項までに規定する使用料の額を超えない範囲内で、指定管理者が区長の承認を得て定める額

3 第1項の規定により利用料金等を指定管理者の収入として収受させる場合には、当該指定管理者は、第11条第6項に規定する規則で定める事業については、実費を徴収することができる。

4～6 (現行に同じ。)

4～6 (省略)